

# 令和元年改訂 郷州小学校いじめ防止基本方針

守谷市立郷州小学校 【令和元年12月改定】

参考：守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱（令和元年7月2日公示）

## 1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめが、「どの子どもにも起こりうる」というのは、どのような児童でも被害者になり得るし、また加害者にもなり得ることである。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を児童に徹底させなければならない。すべての児童が、安全・安心な学校生活を通して、教師が児童との普段からの関わりを大切に、信頼関係を築きながら、より適切な判断・行動ができる実践力（規範意識）を育てる。そして、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に保護者や関係機関と共に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、その再発防止に努める。

## 2 いじめ防止に向き合う教師の姿

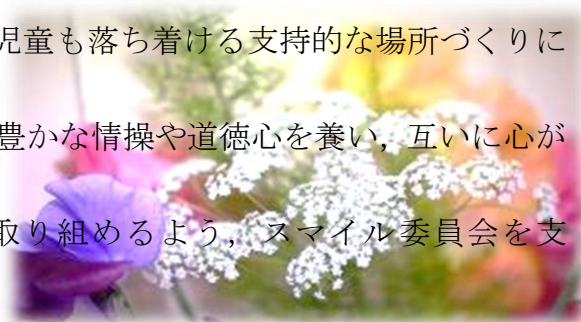
- (1) 児童の心の居場所を確保し、児童相互の絆づくりを支援する教師
- (2) 児童の変化を敏感に感じ取り、児童の悩みや不安を早期発見・早期対応に努める教師
- (3) 常に児童の身になって考え寄り添う教師
- (4) 児童の「自己有用感」を高める不断の努力を心がける教師
- (5) 人権を尊重した言葉遣いと行動を心がける教師
- (6) いじめに係わる情報が寄せられたときは、他の業務に優先して対応する教師
- (7) いじめの判断は、いじめられた児童の立場に立つことができる教師
- (8) いじめられていても、本人が否定する場合が多々あることを踏まえて、表面的・形式的に判断することなく、複数の教師・児童の目で様子をきめ細かく観察・分析して確認することができる教師
- (9) 発達障害の特性を理解し、その児童の周囲の児童への十分な配慮や支援のできる教師

## 3 いじめ防止対策の基本事項

### (1) 基本施策

#### ① いじめの未然防止に向けた取組

- ア 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること」を基本認識に立ち、学校集会、学年集会、学級活動、道徳等をとおして、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に努める。
- イ 授業や行事の中で、一人一人が認められ、どの児童も落ち着ける支持的な場所づくりに努める。（支持的風土のある学級経営）
- ウ ボランティア活動、体験活動等の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- エ 「あいさつ運動」等、児童自身が自主的に取り組めるよう、スマイル委員会を支援する。



オ いじめ防止に関する理解を深めるため、日頃から人権尊重啓発活動を推進し、人権作文・人権標語等を募集する。

## ② いじめの早期発見の措置

ア 日常生活から問題状況を把握（行動観察）

- ・いじめが疑われる行為が見られたり、情報を聞いたりした場合は、いじめを受けていると思われる生徒と面接を行い、状況を管理職まで共有する。

【いじめを許さない学校・教職員の姿勢】

イ いじめ調査の定期的な実施

（学校生活アンケート調査）

- ・学校生活アンケートを実施したその日のうちに管理職まで報告する。【抱え込みの禁止】
- ・その日のうちに、いじめを訴えてきた児童と面接を行い、保護者と共有する。

【早期対応】

- ・児童と面接ができなくても、電話、家庭訪問等で必ず話を聞き、管理職へ報告する。

【組織で対応】

ウ 保護者対象の学校生活アンケート調査

エ いじめ相談体制の整備

児童及び保護者のいじめに関わる相談（スクールカウンセラーの活用）

オ いじめ防止等のための研修の充実

いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。いじめ防止等に関する対応について心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力の向上を図る。また、教育委員会や市総合教育支援センターと連携し、教職員研修の充実を図る。

## ③ いじめ防止対策委員会OODAループ

### 【観察 Observation】

- ・いじめ前兆の把握・いじめアンケートの分析・定期的個別相談・道徳、人権教育の実施

### 【情勢分析 Orientation】

- ・観察により、いじめが認知された場合、被害者からの訴え、加害者の言い分、関係者及び周囲の児童生徒から情報を収集し、「5W1H」（何）（なぜ）（いつ）（どうやって）（どこ）（だれ）の観点で情勢分析を行う。教育委員会への連絡

### 【意思決定 Decision】

- ・情勢分析に基づいて、人員配置と役割分担を行い、重大事態を想定した対応策を立案する。  
（原因と背景）  
（動機と心的損傷に基づいた心のケア）（保護者への説明）
- ・教育委員会への連絡

### 【行動 Action】

- ・加害者・被害者への心のケア ・加害・被害両保護者との合意形成
- ・再発防止に向けた個人・集団への支援行動
- ・教育機関及び専門機関との支援要請と進捗状況の報告
- ・【観察 Observation】を強化し、早期解消と再発防止の徹底を行う。

#### ④ 情報モラル教育の充実

ア インターネットを通じて行われるいじめ行為の防止を図るため、児童及び保護者に、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施する。情報モラル教室として警察官等による講話等を実施する。

イ 各教科、道徳で計画的に情報モラル教育を実施する。

#### ⑤ 学校外の相談窓口の周知

ア 児童生徒がいじめ問題について SOS を発信することができる相談窓口の周知に努め、いじめを受けた児童生徒やその保護者のみでなく、周りの友達や大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期対応、解消を図る。

イ 「24時間子供 SOS ダイアル」（文部科学省）や「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に努める。

ウ 守谷市総合教育支援センターにおける教育相談事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。

エ 適応指導教室（「はばたき」）事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。

オ 各種スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業及びそれらの事業を通じた支援内容の周知に努める。

#### ⑥ 児童の主体的な取組の活性化

ア いじめストップ絆づくりプロジェクトを中学校区として「あいさつ運動」「人権の花（いじめ防止集会）」「いじめ防止マニュアル」等を通して、いじめを起こさない学校づくりに向けた児童主体の活動を展開する。

### (2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

#### <構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラー等、その他校長の判断により、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

#### <活動>

- ・いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案（被害者・加害者・観衆・傍観者）に対する対応に関すること。
- ・関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- ・その他いじめ防止に関わること。

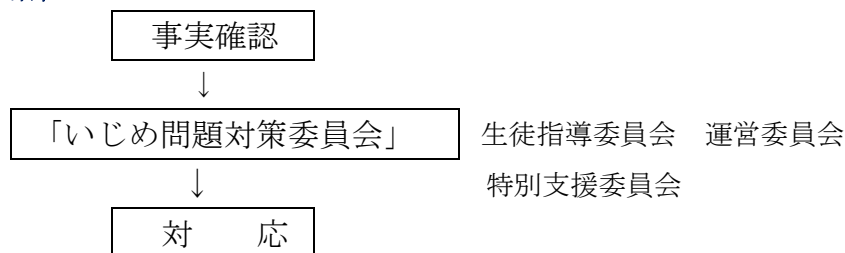
#### <開催>

月1回のいじめ問題対策委員会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。  
（生徒指導委員会は毎週実施）

#### <議事録>

いじめ問題対策委員会の議事録を作成し、全職員で共有する。いじめ報告と共に教育員会指導室に提出する。

### (3) いじめ発生時の措置



- 対応 1 いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- 対応 2 いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- 対応 3 いじめた生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせる。
- 対応 4 いじめに関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 対応 5 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。
- 対応 6 いじめ解消には、対応指導後、概ね3ヶ月が必要であることを再認識し、いじめを受けた児童のカウンセリングや経過観察を継続する。
- 対応 7 いじめ解消は、児童本人が心身の苦痛を感じていないことを「児童」と「保護者」に面接等で確認する。
- 対応 8 対応7の対応を受け、いじめ対策委員会で「解消」と判断する。

### (4) 重大事態発生時の対処

児童が自殺を図ったり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

※「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

- ① 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

### (5) 記録及び保存について

アンケートや聞き取りの状況を記録した文書等は、5年間保存する。

### (6) 学校内外の相談機関等の周知

学校、学年便り、特別支援便り等でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校日及びいじめに関する相談機関を周知する。



H29. 3 国のガイドライン改定に伴う見直し ・平成29年8月31日（平成29年9月1日より施行）

〈いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（2017. 3）〉

H30. 7 不登校重大事態の調査に係る調査の指針及びいじめ重大事態の調査に関するガイドライン再確認に伴ういじめ認知及びいじめに係る重大事態の捉え方についての見直し

・平成30年6月30日（平成30年7月2日より施行）

〈不登校重大事態に係る調査の指針（2016. 3）〉

〈いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（2017. 3）〉

**守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱（令和元年7月2日公示）**

R112 郷州小学校いじめ防止基本方針 平成元年12月改定